

政令第二十三号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附則第二条から第六条までを次のように改める。

（統括官に係る特例）

第二条 平成二十五年六月三十日までの間、第一条第一項の統括官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第三条から第六条まで 削除

附 則

この政令は、平成二十五年二月一日から施行する。